

第1章 一般廃棄物処理基本計画とは

1 計画の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のしくみは、私たちに物質的な豊かさをもたらしてきた一方で、大量の廃棄物を生み出し、街の美化や生態系といった環境に大きな負荷を与えるとともに、石油等の天然資源の枯渇の懸念、オゾン層の破壊、さらには地球温暖化など地球規模の諸問題を引き起こしています。

また、東日本大震災後、廃棄物についての国民の意識も大きく変わっています。

このような状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制とその循環的利用を図るシステム、すなわち、環境と共生した「持続可能な循環型社会」の構築が喫緊の課題となっています。

国では、*循環型社会の構築に向けて容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電などに関するリサイクル法により資源循環への取り組みを進めています。また、廃棄物を処理する過程で生まれるエネルギーを発電に利用するなど、エネルギーの自給自足に向けた取り組みも進められています。

一方、本市では、地球全体の環境や自然を守るために足元から着実な努力をしようと、平成7年を「環境元年」と定め、種々の施策を推進してきました。中でも、廃棄物問題については、増え続けるごみに対処するため、平成9年度に、ごみの分別区分を3分別から9分別15品目（現在は18品目）に変更するとともに、指定ごみ袋制度を導入するなど、ごみの分別改革を実施し、全国でも高い水準の資源化率を達成し、「燃せるごみ」の大幅な削減を図ることができました。

その後、「燃せるごみ」の排出量は、平成16年度以降減少が続いていましたが、平成22年度からは横ばいの状況が続いています。本市が前計画で目標としていた「燃せるごみ」の年間排出量55,000トン以下は達成されましたが、燃せるごみの組成内容からすると、まだまだ減量化、資源化が可能な状況にあります。

ごみの減量は、発生抑制、排出抑制への意識と実践が重要であり、また、「燃せるごみ」の中に含まれる資源物の分別を徹底して進め、焼却や埋立処理量を減らす*循環型社会を構築するための取り組みが求められています。しかし、*循環型社会は、排出者である市民、事業者、行政の協働なくしては達成できません。

今後なお一層の市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに*循環型社会の構築を目指して、社会経済情勢の変化や東日本大震災後の市民意識の変化を踏まえた新しい「一般廃棄物処理基本計画」をさらなるごみの減量化、資源化を目的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 関連計画との位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理に係る最上位計画であり、ごみの発生・排出抑制、資源化などを定めるごみ処理計画と、各家庭から排出される生活雑排水や、し尿などの処理、処分などを定める生活排水処理計画で構成されます。

また、本計画は、総合計画「おだわら TRY プラン」及び環境基本計画で示す「望ましい環境像」を目指すための一般廃棄物分野における計画とし、「小田原市廃棄物の減量化、資源化

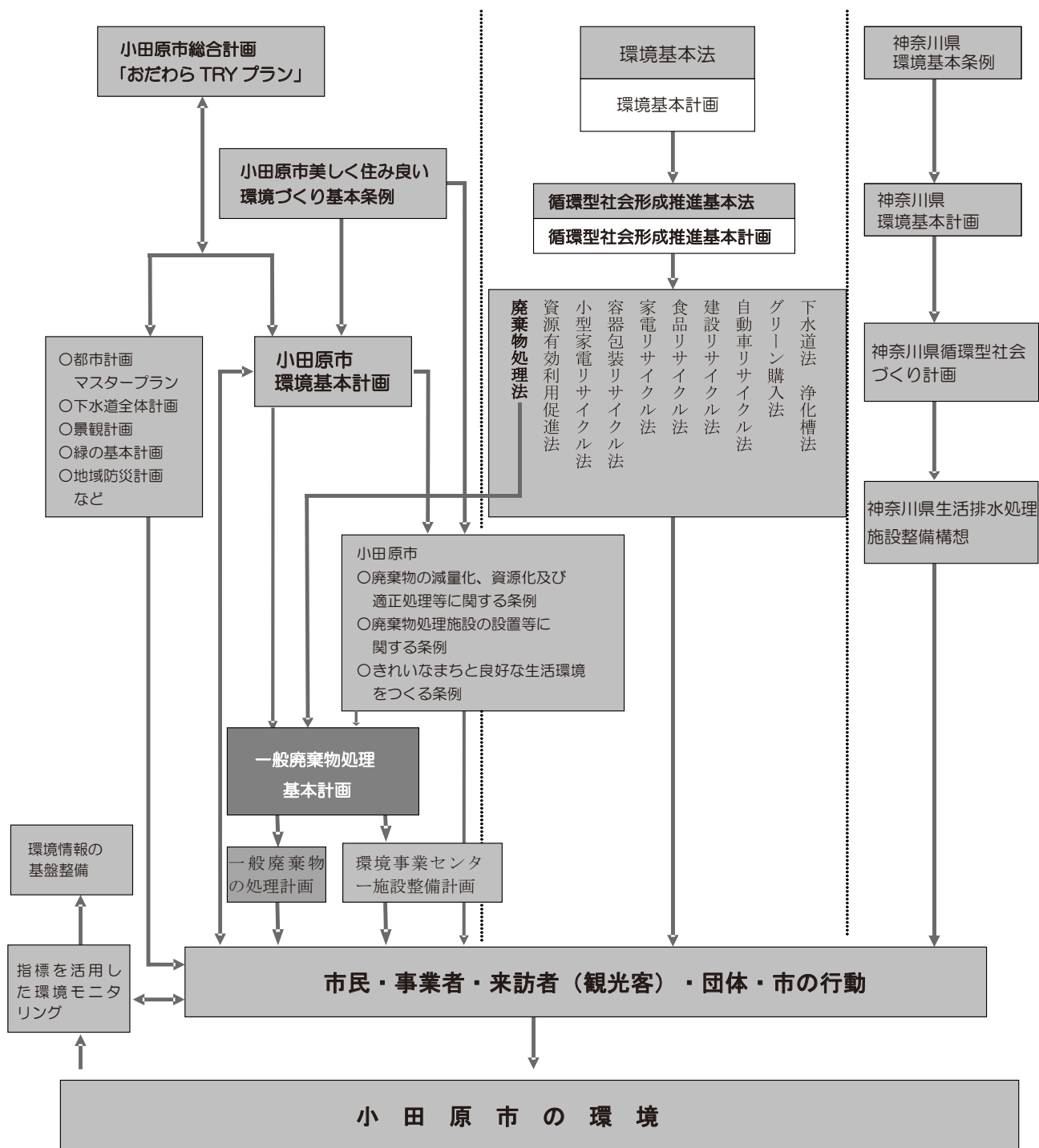
及び適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物処理条例」という。）の趣旨に則った計画とします。

*印の用語は巻末の用語解説で説明しています。

（２）法的な位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画に位置づけられ、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などを定めています。

小田原市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、地域の一般廃棄物処理施策の大枠を定める長期的な計画ですが、着実な計画の進展を図るために、具体的な計画期間については、平成26年度から平成31年度までの6年間とします。計画の期間内においても、必要に応じて計画の見直しと修正を行い、計画が今後の社会経済状況や市民意識などの変化に適應できるように努めます。

4 計画の基本方針

(1) 省資源・循環型社会を目指したまちづくりの推進

この計画では、ごみとして出されたものを処理するという考え方ではなく、「そもそもごみとなるようなものの利用を抑制し、なお排出されるものについては分別を徹底して、できるだけ再使用・再生利用を図り、残るものについては適正に処理する」という考え方を基本とし、ごみの減量化、資源化という目標をより明確に設定し、省資源・循環型社会を目指したまちづくりを推進していきます。

そのためには、市民、事業者、行政が相互にパートナーシップを組んで、それぞれが対等の立場で協働し、役割分担を明確にしたうえで、*循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。

あわせて、地域の環境美化活動を促進し、きれいなまちづくりを推進します。

また、生活排水処理については、公共下水道による処理を基本として下水道整備を推進するとともに、下水道全体計画のエリア外については*合併処理浄化槽の普及を図り、快適で豊かな水環境を創出します。

(2) 市民・来訪者、事業者、行政の協働と役割分担

市民、来訪者、事業者、行政は、意識を切り替えて便利さに慣れ親しんだライフスタイルを見直し、主体的な取り組みと協働のもとで、次に示すそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

市民・来訪者の役割（消費者・排出者責任）

○*5つの「R」で、資源の有効利用に資するライフスタイルを実践する。

- 必要のないものは受け取らない（^{リフューズ}Refuse）
- ごみを減らす（^{リデュース}Reduce）
- ものを繰り返し使用する（^{リユース}Reuse）
- ものを修理して使用する（^{リペア}Repair）
- 再生品を積極的に利用する（^{リサイクル}Recycle）

○ごみの分別を徹底する。

○ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持つ。

○地域の環境美化活動を推進する。

○ごみの持ち帰りを徹底する。

○生活排水を適正に処理する。

*国は、3Rを推進していますが、小田原市では「^{リフューズ}Refuse」と「^{リペア}Repair」の2つのRを加えた5Rとしています。

事業者の役割（排出者・拡大生産者責任）

- 5Rの取り組みを促進し、資源の有効利用に資する事業活動を推進する。
 - 自己処理の原則に基づき事業活動で生じた廃棄物を適正に処理する。
 - *拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）を踏まえた、ごみ等の適正なリサイクルや処理の取り組みを推進する。
 - *「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）、*「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）、*「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）、*「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、*「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）
- など各種リサイクル法に基づいた取り組みを推進する。
- リサイクル技術などを開発する。
 - 再生品や再使用品を積極的に利用する。
 - 自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供する。
 - 地域の環境美化活動に積極的に参加する。
 - 市民（地域）、行政の省資源・循環型社会を目指したまちづくりに積極的に協力する。

行政の役割

- 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進する。
 - ・5Rの取り組みを促進する意識啓発や環境学習などを実施し、情報コミュニケーションを行う。
- ごみの分別を徹底し、資源化を推進する。
 - ・市民、事業者などと連携を図り、ごみの分別マナーを啓発して減量化・資源化を推進する。
 - ・悪質な違反者、違反事業者への対策を強化する。
- 安心・安全なごみの適正処理を推進する。
 - ・安全で効率的なごみの収集、運搬を行う。
 - ・清掃工場等の適正な運営、管理を行う。
- *拡大生産者責任の働きかけを行う。
 - ・国、県等を通じて、製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるよう求めていく。
 - ・家電リサイクル法における対象品目の拡大や、各種リサイクル法の見直しについて、国、県等に働きかけを行う。
- きれいなまちづくりを推進する。
 - ・地域の美化活動を推進する。
 - ・不法投棄対策を推進する。
- 排出事業者として、ごみの適正処理を推進する。
 - ・ごみの分別排出を徹底する。
 - ・再生品や再使用品を積極的に利用する。